

## JAB RZ200:2016 第3版 (案) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	市橋正和	3.4	備考	Q	JIS Q 17043 には明確に記載されていない (禁止とも記載されていない) 請負業者に委託できる工程の例を敢えて記載された経緯又は目的はどのような事でしょうか。		技能試験提供者が、ISO/IEC 17043 (JIS Q 17043) に基づく認定の取得を検討する場合、請負業者を認定範囲に含めるか否かを検討することは重要な課題のひとつです。この検討を行うための情報として、委託可能な作業工程の例示を記載しました。
2	市橋正和	3.4	備考3)	T	『3) 技能試験品目の均質性・安定性の評価 (必要な場合)』について	『3) 技能試験品目の均質性・安定性の <u>測定の実施</u> (必要な場合)』  JIS Q 17043 4.2.4 e) から <u>評価を測定の実施</u> に変更	△ 「技能試験品目の均質性・安定性の評価」には、関連する測定の実施を含めているつもりでしたが、ご提案のように具体的に記述したほうがよいと考えて、次のように変更します。 → 『3) 技能試験品目の均質性・安定性に関わる測定の実施及び評価 (必要な場合)』
3	市橋正和	3.4	備考4)	T	『4) 技能試験品目及び指示書の <u>配付</u> 』について  ・ <u>配付</u> ではなく <u>発送</u> ではないでしょうか	『4) 技能試験品目及び指示書の <u>発送</u> 』	× ISO/IEC 17043 (JIS Q 17043) では、技能試験品目に関しては、「発送」よりも「配付」を多く用いていますので、「配付」のままにします。
4	市橋正和	3.4	備考5)	E	『5) データの分析 (結果の受け取り、集計、統計解析)』について	データの分析 (結果の受け取り、集計、	× 『5) データの分析 (結果の受け取り、集計、

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>①JIS Q 17043 4.2.4 [特にh) 統計分析の実施]、4.4.4 統計設計の文面からは、統計解析を含めたパフォーマンスの評価は<u>技能試験提供者が実施しなければならない。</u>と受け止められる内容と判断致します。</p> <p>しかし、その先の実施に当たっての請負業者への委託可否については触れていません。</p> <p>②結果の受け取りから請負業者に委託すると 4.10.2 に記載されている機密事項としての取り扱いはどう解釈すればいいのでしょうか。</p> <p>(例えば、単に機密保持契約を結べば良いという問題ではないと思われます。)</p> <p>③JIS Q 17043 5.5.2 に禁止事項として記載されているパフォーマンス評価は、統計解析〔統計分析の実施〕を含めた評価ではないのでしょうか。</p>	<p>統計解析)、特に統計解析は、技能試験提供者の技術事項の根幹なので、認定取得者としては削除していただきたい。</p>	<p>統計解析』はそのままにします。</p> <p>その理由は、次の通りです。</p> <p>①ISO/IEC 17043 (JIS Q 17043) 5.5.2項には「技能試験スキームの計画 (4.4.1.2 参照)、パフォーマンスの評価 (4.7.2.1 参照) 及び最終報告書の承認 (4.8.1 参照) に関して、技能試験提供者は、外部委託してはならない。」と明確に規定しています。すなわち、技能試験提供者は、外部委託してはいけない作業工程以外は、契約によって請負業者に外部委託することができます。</p> <p>②技能試験提供者が参加者の機密情報を守る責任を負いますので、請負業者と機密保持契約を結ぶだけでなく、その実施状況を把握し管理する必要があります。</p> <p>③ISO/IEC 17043 (JIS Q 17043) 5.5.2項の禁止事項には、統計解析 (統計分析の実施) を含めていないと考えます。</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
5	市橋正和	3.4	備考 6)	E	<p>『6)最終報告書の作成、発送』について</p> <p>・JIS Q 17043 4.2.4 項では、特定の要員に与える権限として b)技能試験スキームの立案、h)統計分析の実施、i)技能試験参加者のパフォーマンスの評価及び k)技能試験報告書の発行の承認他は、同レベルで記載されていますが、b),i)及び k)は、5.5.2 項で外部委託を禁止されている。</p> <p>しかし h)他は与える権限としながらも請負業者への委託可否の記載がない。なければその権限で請負業者に委託できるという解釈でしょうか。</p>	<p>『6)最終報告書の作成、発送』</p> <p>↓</p> <p>6)最終報告書の編集、印刷、発送』</p>	<p>△</p> <p>3.4 備考は、「例えば」と書き出しているように、請負業者に委託可能な主な作業工程の例を示したもので、すべての工程を記載したものではありません。ご提案のように具体的に記述したほうがよいと考えて、ご提案の一部を採用して、次のように変更します。</p> <p>→『6)最終報告書の編集、印刷及び配付』</p> <p>No.4 に回答したように、技能試験提供者は、ISO/IEC 17043(JIS Q 17043) 5.5.2 項に規定している外部委託してはいけない作業工程以外は、契約によって請負業者に外部委託することができます。</p>
6	市橋正和	3.4	備考	G	<p>技能試験提供者業務を分業化すれば、いずれも技能試験提供者が最終責任を持てば外部委託が可能と判断できるのではないのでしょうか。</p>		<p>本協会は、分業化すれば、全ての業務を外部委託できるとは考えていません。ご承知のように、ISO/IEC 17043 (JIS Q 17043) 5.5.2項に外部委託不可の作業工程が規定してあります。本協会は、ISO/IEC 17043 (JIS Q 17043)に基づいて技能試験提供者の認定を行います。</p>
7	市橋正和	全般	—	G	<p>JIS Q 17043 の認定項目は、同一項目内で同種の試験方法でも物質の種分け（例えば飲み水と排水）が JIS Q 17025 に準</p>	<p>JAB RZ205:2015 (技能試験提供者の認定範囲分類) で分</p>	<p>検討課題としてご意見を承ります。</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					抛し細分化されている。 ※認定された技能試験提供者を普及されるためにも一考を要すると思われる。	類されている枝番を なくす。	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。